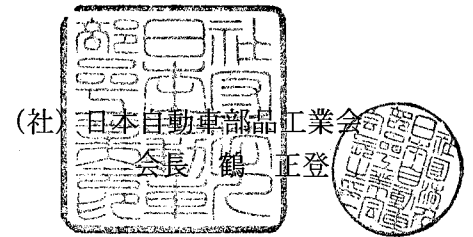


会員企業代表者 各位



「トラック運送業における適正取引の推進に関する協力要請」及び「トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入に関する協力要請」の関係部署への展開・周知のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、冬柴国土交通大臣名で、当会宛に「トラック運送業における適正取引の推進に関する協力要請」及び「トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入に関する協力要請」が参りました。

今般導入された「燃料サーチャージ制」は、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度で、荷主側にとっては新たなコスト負担に繋がるものであり、今後の荷主側と運送業者の契約交渉等において混乱が生じるものと懸念されます。

つきましては、御社においてトラック運送業に関連する物流、調達部署等に本件をご展開の上、周知頂きますようお願い申し上げます。

敬具

1. トラック運送業における適正取引の推進に関する協力要請について

政府でとりまとめた「成長力底上げ戦略」及び「経済財政改革の基本方針2007年」等の方針に基づき、トラック運送業の適正取引の推進のためのガイドライン（トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン）が取りまとめられました。

2. トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入に関する協力要請について

国土交通省及び公正取引委員会連名で3月4日に取りまとめた「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」の具体的な措置として、トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入を促進するために今般「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」が策定されました。

なお、「燃料サーチャージ制」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

3. 本件に関する相談について

本制度に関するご不明な点、燃料サーチャージ制の導入に伴う実務上の問題点等がございましたら、国土交通省貨物課（TEL03-5253-8575）もしくは部工会業務部（TEL03-3445-4214）へご連絡願います。

以上